

2025 年度 公益財団法人理想教育財団 奨学生募集要項

公益財団法人理想教育財団では、様々な事情で一般校への通学が困難となり、学びの多様化学校（小学校・中学校）への就学を希望し、学びの意欲はありながらも、経済的な理由で就学が困難な子どもたちに奨学金を給付し、有為な人材育成と教育の振興を目的として、2025 年度奨学生を下記により募集します。

1. 受給資格

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 私立の学びの多様化学校（小学校・中学校）への就学を希望する、あるいは通学している小学生もしくは中学生
- (2) 経済的理由により就学が困難な方（以下のいずれかの理由に該当する方）
 - (ア) ひとり親家庭の子女である
 - (イ) 里親家庭の子女である
 - (ウ) 保護者が病気、怪我、介護等の事情により就労が困難である
 - (エ) 施設（児童養護施設、母子家庭支援施設等）に在籍している
 - (オ) その他特別の考慮に値する事情を有している
- (3) 人物に優れて、品行方正な方

※ 他団体等から奨学資金の給付、貸与を受けていても可。ただし、既受給奨学金又は併願奨学金が併給を認めない場合は不可とする。

※ 本奨学金は、受給希望者の世帯全員の所得の合計が年間 600 万円未満であることを要する。

2. 募集概要

- (1) 募集人員、給付額及び給付期間

在学する学校	給付額（月額）	募集人員	給付期間
学びの多様化学校（私立小学校）	55,000 円	合計 5 名程度	1 年間※、更新可能
学びの多様化学校（私立中学校）			

※2025 年度の給付期間は 6 ヶ月間とし、2026 年度からは 1 年間の更新が可能です。

- (2) 募集期間

【一次選考】2025 年 5 月 10 日～ 6 月 16 日（申請書類財団必着）

【二次選考】2025 年 8 月 1 日～ 8 月 20 日（申請書類財団必着）

3. 応募方法

本奨学金に応募する際は、奨学金給付申請書に必要事項を記入の上、後述の関係書類を添付して当財団宛にご郵送ください。（簡易書留、レターパックライトなど配達記録が残るもの）

応募にあたっては、「受給希望者（奨学金を受けて勉強したいと考えている児童、生徒の方）」と「申込人（受給希望者の保護者で 20 歳以上の方）」のほか、受給希望者と生計を一にする家計支持者の方の情報が必要となります。

本奨学金は「給付型奨学金」です。奨学金を返還する義務はありません。ただし、虚偽の申告、各種義務の不履行、生活状況の著しい変化等が認められる場合は、返金を求めることがあります。申し込みにあたり連帯保証人は不要です。

(1) 一次選考応募（書類選考）

専用サイト <https://www.riso-ef.or.jp/kyufu2025/> から申請様式をダウンロードし、作成してください。申請書に必要事項を記入の上、下表を参考に関係書類を添付してご郵送ください。（簡易書留、レターパックライトで郵送のこと）

7月1日～7月7日頃までに選考結果の採否通知を郵送します。

	提出書類名	備考／注意
1	奨学金給付申請書（様式第1号）	・申込人（保護者）が作成してください。 ・申込人の自署でないものは認めません。
2	課税（非課税）証明書	・市区町村で取得してください。 ・父、母両方の証明書が必要です。 （母子・父子家庭の場合は、母または父の証明書）

(2) 二次選考応募（面談選考、8月30日（土）にJR 仙台駅近辺で実施予定）

一次選考に通過した方が対象です。専用サイト <https://www.riso-ef.or.jp/kyufu2025/> から申請様式をダウンロードし、作成してください。二次選考の応募に際しては、入学を希望する学びの多様化学校（私立小学校・私立中学校）の学校長の推薦書が必要となります。入学を希望する学びの多様化学校へご相談ください。

申請書等に必要事項を記入の上、下表を参考に関係書類を添付してご郵送ください。（簡易書留、レターパックライトで郵送のこと）

	提出書類名	備考／注意
1	奨学金給付申請書（様式第2号）	・申込人（保護者）が作成してください。 ・スナップ写真は不可。また、申込人の自署でないものは認めません。
2	奨学生推薦書（様式第3号）	・入学（通学）を予定している学びの多様化学校の見学会に参加し、推薦書の作成を依頼してください。 ※学校が発行し厳封されたものは、開封無効です。
3	通知表のコピー	・直近1年間の通知表のコピーを提出してください。 ・3学期が学年成績の場合は、3学期分だけで結構です。 ・学年の記載がある表紙も忘れずにコピーしてください。 ※小学1年生は通知表のコピーは不要です。 ※通知表の入手が困難な場合にはご相談ください。
4	誓約書（様式第4号）	・申込人の自署でないものは認めません。
5	住民票の写し（世帯全員） （マイナンバーの記載がないもの）	・市区町村で取得してください。 ・世帯全員分の記載が必要です。 ・マイナンバーの記載がないものを入手してください。

※書類を提出する前に必ずお読みください。

- ・審査の結果不採用となる場合があります。予めご了承ください。
- ・審査の個別の内容についての質問等には一切お答えしません。予めご了承ください。
- ・提出書類の不足や記入漏れがある場合、書類不備として受け付けできません。
- ・申込対象とするのは、締切日までに当財団に届いた書類のみです。これ以降に届いた書類は受け付けません。
- ・黒のボールペンで記入してください。修正液・鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。

4. 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しません。当財団で責任をもって廃棄します。詳細は HP 掲載の「奨学金事業における個人情報について」をご確認ください。

5. 奨学生の決定

9 月下旬に審査結果の通知を郵送します。

6. 奨学金の振込みについて

奨学生の採用が決定しましたら、当財団から入学する学校へ直接給付します。決定した奨学金を年 4 回に分け、3 ヶ月分ずつ給付します。

対象月	給付月	備考
4 ～ 6 月分	4 月	2025 年度については 10 月分から給付を開始します。
7 ～ 9 月分	7 月	
10 ～ 12 月分	10 月	
1 ～ 3 月分	1 月	

7. 成績等の報告

毎年 3 月下旬までに、生活状況報告書と在籍学校発行の前年度の成績証明書または通知表のコピーをご提出いただきます。また、卒業または修了するときは、卒業証明書または修了証明書をご提出ください。

8. 奨学金給付期間の更新について

奨学金の給付期間の更新を希望される方は、生活状況報告書の当該欄にその旨を記入してください。手続きについて別途ご案内します。

9. 給付決定後の届出

在籍校を転学・休学・復学等した場合や、受給希望者や申込人の氏名や住所に変更があった場合には届出が必要です。当財団まで必ずご連絡ください。

10. 給付の停止

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、給付期間中においても奨学金の給付が停止となります。

- (1) 傷病により修学の見込みがない場合
- (2) 素行不良等への指導に改善がない場合
- (3) 刑事事件を起こした場合
- (4) 虚偽の申請があった場合

- (5) 本要項の1. に記載の受給資格を喪失した場合
- (6) 次に記載する届出の履行を故意に怠った場合
 - ・毎年度末に生活状況報告書及び成績証明書を提出すること（給付規程 第8条）
 - ・次の各号に該当したとき、異動届を提出すること（給付規程 第9条）
 - (ア) 休学、卒業したとき
 - (イ) 出席停止その他の処分を受けたとき
 - (ウ) 病気、事故その他の理由により、3ヵ月以上欠席が見込まれるとき
 - (エ) 奨学生または申込者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき
- (7) 次の各号に該当することが判明した場合（給付規程 第16条）
 - ・本人または3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者やその構成員である者（以下「反社会的勢力」という。）
 - ・反社会勢力に自己の名義を利用させようとする者

11. 奨学金の返還

前項（7）の給付の停止事由に該当し、奨学金を停止された奨学生のうち、奨学金の給付が不適当と認められる場合は、給付済みの奨学金の一部または全部の返還を請求することがあります。

（給付規程 第15条第1項）

また、奨学金の辞退を申し出た奨学生については、給付済みの奨学金のうち、申し出以降の奨学金の返還を請求することがあります。（給付規程 第15条第2項）

12. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙に定めるとおりとします。（HP掲載「奨学金事業における個人情報の取扱いについて」）

13. お問い合わせ・提出先

公益財団法人理想教育財団 事務局

公式ウェブサイト <https://www.riso-ef.or.jp/> の「お問い合わせ」ページからお問い合わせください。

郵送の際は、下記の宛先までお送りください。

申請書の送付は、直接ご家庭からでも、学校から複数まとめてお送りいただいても受け付けいたします。

〒105-0004 東京都港区新橋 2-20-15 新橋駅前ビル一号館 9 階 電話 03-3575-4313

公益財団法人理想教育財団 奨学金新規申込係

以上